

Ⅷ 不祥事の根絶

1 不祥事の根絶に向けた取組

(1) 今年度の課題

- ア 各実態に応じたボトムアップ研修の充実を図る。
- イ 交通違反・事故の防止への取組強化を図る。
- ウ 飲酒運転、体罰及びスクールセクハラ等の不祥事の撲滅に向けた取組強化を図る。

(2) 課題解決に向けた取組

- ア すべての学校において、自校の課題や組織体制に応じたボトムアップ研修の充実に努めるよう促す。
- イ 交通違反や加害による交通事故「0」を目指し、時間のゆとり、車間距離のゆとり及び心のゆとりを持った運転に努めるよう促す。
- ウ 「飲酒運転しない」宣言書に基づき、飲酒運転撲滅を目指した取組に努めるよう促す。

(3) 取組の実際

天草教育事務所では、不祥事の根絶を目指して、校長会議を含め、各研修会や学校訪問指導等で、ボトムアップ研修の充実や取組の強化についてお願いしてきた。

平成27年度「教育指導の反省」によると各学校における研修や取組の状況は、以下のとおりである。

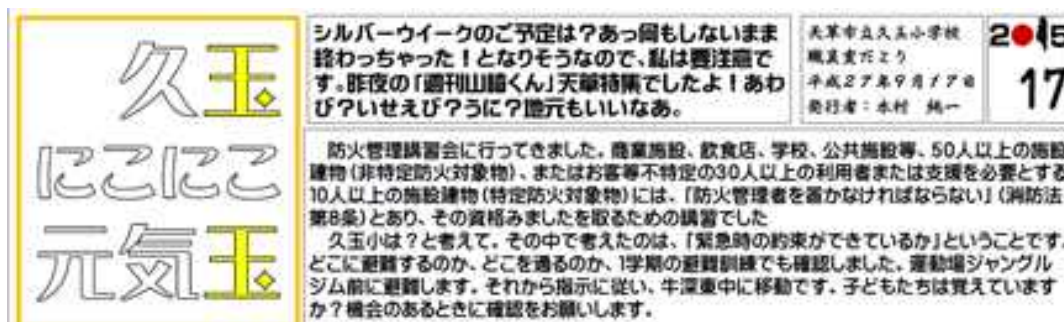
＜表1：教職員の不祥事の根絶に向けた研修や取組の状況＞

項 目	小学校	中学校
不祥事防止委員会を組織し、実働している学校	100%	100%
ボトムアップ研修を12月末までに実施した学校	100%	100%
飲酒運転、体罰及びスクールセクハラ等の不祥事の撲滅に向けた取組を強化した学校	100%	100%

不祥事防止委員会は、すべての小・中学校で組織され、ボトムアップ研修が実施されるなど実働もしている。また、すべての小・中学校で飲酒運転、体罰及びスクールセクハラ等の不祥事の撲滅に向けた取組が強化されている。

各学校における取組例として、本年度、学校訪問で説明していただいた取組を紹介する。

天草市立久玉小学校では、職員室通信「久玉にここに元気玉」を毎週発行し、「心のケア」「ほっとする話」などの話題が取り上げられている。教職員の危機意識や不祥事防止への意識の向上などが図られ、修養の面でも成果が感じられる。



＜職員室通信を活用した取組（天草市立久玉小学校）＞

上天草市立維和小学校では、毎月1回全職員が「不祥事防止のための点検簿」の

20項目にわたって自己チェックし、意識を高めている。自己チェック後は、管理職による確認を行い、必要に応じて指導・助言が行われている。

平成27年度不祥事防止のための点検簿
上天草市立維和小学校 名前()

	チェック項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	自他の人権を尊重し、十分配慮している	○	○	○	○	○	○	○	○				
2	体罰は絶対にいけないことを常に念頭に置いている	○	○	○	○	○	○	○	○				
3	子どもへの接し方は平等にしている	○	○	○	○	○	○	○	○				
4	学校職員としての資質の向上に努めている	○	○	○	○	○	○	○	○				
5	学校職員としての意識を常に持って生活している	○	○	○	○	○	○	○	○				
6	約束や時間厳守、マナー等を守って生活している	○	○	○	○	○	○	○	○				

＜点検簿を活用して意識を高める取組（上天草市立維和小学校）＞

苓北町立富岡小学校では、不祥事防止の取組のひとつとして「飲酒運転しない」宣言書を廊下に掲示し、来校者の方へも見ていただくことで不祥事防止へつなげたいと取り組まれている。

他校においても、飲酒運転の撲滅に関して、「飲酒運転しない」宣言書を教職員の家庭でも確認していただくなど、学校と家庭が協力して、ともに取り組んでいる例も見られた。

（４）成果と課題

ア 成果

- ・学校の実態に応じ、ボトムアップ研修や新聞記事等を活用した日常的な報道等がなされている。
- ・職員室や職員トイレ等、日頃目につくところに標語等を掲示し、日常的な意識化を心がけている学校が見られた。
- ・「飲酒運転をしない」宣言書をデスクマットにはさんだり、目につくところに掲示したりと取り組まれていた。

イ 課題

- ・年間を見通した、短時間での定期的な研修と長期休業を利用したある程度の時間をかけた研修の確保を継続していく必要がある。

（５）次年度へ向けた重点課題

- 年間を見通した、短時間での定期的な研修と長期休業を利用したある程度の時間をかけた研修の確保を継続し、不祥事根絶に向け、全職員で一致団結して取り組む。

＜参考資料＞

- ・「教職員の不祥事根絶を目指して -あなたはだいじょうぶですか?-」
（熊本県教育委員会不祥事防止対策プロジェクトチーム報告書）平成22年3月
- ・「不祥事防止及び公金等の適正な取扱いについて（通知）」
平成26年1月8日付け教人第1130号
- ・「飲酒運転根絶に向けた職員研修の資料送付について（通知）」
平成26年3月7日付け教政第1694号
- ・「飲酒運転の根絶について（通知）」平成27年9月11日付け教人第710号
- ・「教職員の綱紀の保持について（通知）」
平成27年12月9日付け教人第1056号
- ・「熊本県教育委員会 懲戒処分の指針」平成27年12月15日改正
- ・「教職員の綱紀保持及び服務規律の確保の徹底について（通知）」
平成27年9月11日付け教人第710号